

許可番号 第 1 3 - 2 0 - 0 5 2 5 9 2 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 2 5 号

氏名 有限会社山下商事
代表取締役 山下 雅章第 1 4 条第 6 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 1 4 条の 2 第 1 項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 2 月 3 日

許可の有効年月日 令和 8 年 2 月 2 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は 2 のとおり）

破 砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上 3 種類)

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上 3 種類)

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 8 号

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	廃プラスチック類、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁 器くずの混合物 (廃家電機器（特定家庭用機 器再商品化法対象物を除く。） に限る。)	—	4. 21 t/日	令和 2 年 9 月 15 日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類 (軟質プラスチック類に限 る。)	11. 2 t/日	—	令和 7 年 8 月 5 日	—	—
	紙くず	12. 0 t/日				
	繊維くず	8. 8 t/日				

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3 年 2 月 3 日 新規許可
令和 7 年 12 月 12 日 変更許可 処分方法の追加（圧縮梱包）

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都